

(別記様式第 1 号)

計画作成年度 (計画変更年度)	令和 4 年度 (令和 5 年度) (令和 6 年度)
計 画 主 体	岩国市

岩国市鳥獣被害防止計画 (変更)

<連絡先>

担 当 部 署 名 岩国市農林水産部 農林振興課
所 在 地 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
電 話 番 号 0827-29-5170
F A X 番 号 0827-24-4224
メールアドレス nourin@city.iwakuni.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ヌートリア、タヌキ、シカ、カラス、カワウ、ツキノワグマ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岩国市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
イノシシ	水稻、野菜、マメ類、果樹	13.22ha	10,352千円
サル	野菜、果樹、イモ類	1.79ha	6,169千円
ヌートリア	野菜	1.21ha	4,659千円
タヌキ	野菜	0.01ha	20千円
シカ	(樹木、野菜、穀物類等)	-	-
カラス	(野菜類、果樹)	-	-
カワウ	魚類	不明	不明
ツキノワグマ	果樹、養蜂	3.44ha	1,369千円
アナグマ	(野菜)	-	-

(2) 被害の傾向

<p>岩国市における鳥獣被害は、イノシシ、サルを中心とした獣類の被害が主であり、被害総額の約98%を占めている。</p> <p>○イノシシについては、市内全域（離島を含む）での被害があり、面積・金額はそれぞれ全体の約67%、約45%を占め、主に水稻の被害が大きく、中山間地域の耕作放棄地拡大により、被害発生地域も平坦部に広がっており、住宅地にも出没する等問題となっている。</p> <p>○サルについては、市内北部、西部での被害が大きく、トマト、たまねぎ、柿、だいこん、キャベツの被害が目立つ。また、単独行動をする「ハナレザル」が市内中心部、南部でみられ、住宅地に出没したり、人身被害が生じるなど市民生活にも影響が出ている。</p> <p>○ヌートリアについては、市内西部、南部での、れんこん、にんじんの被害が中心で、目撃情報については市内全域に広がりつつある。</p> <p>○タヌキについては、市内北西部での野菜類の被害が中心で、十分な防護ができてい</p>

ない状況にある。

○シカについては、現状被害報告は無いものの、市内北部、西部では出没・目撃情報も増えており、今後の農林産物への被害が懸念される。

○カラスについては、現状被害報告は無いものの、住宅地において、時期により集団で行動するものは糞害などの生活環境被害が出ている。

○カワウについては、被害数量の把握は困難であるものの、近年増加傾向にあるという声が増えており、特にアユ等の内水面漁業被害が深刻である。

○ツキノワグマについては、これまで絶滅のおそれから山口県では保護獣として保護されてきた経緯があるが、近年では生息数が回復傾向にあり、目撃情報は市内全域に広がりつつある。被害は市内北部、西部にとどまらず、全域で発生しており、特に放任されたかき、くりの被害が目立つ。基本的には人を避ける獣だが、突発的な遭遇に際しては防護的な攻撃を招き、人身被害が生じるおそれがある。

○アナグマについては、市内北部から全域へと生息域の拡大による出没・目撃情報が増えており、今後の農林産物への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

対象 鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	被害面積	13.22ha	12.62ha	12.32ha	12.02ha
	被害金額	10,352千円	9,452千円	9,002千円	8,552千円
サル	被害面積	1.79ha	1.59ha	1.49ha	1.39ha
	被害金額	6,169千円	5,669千円	5,419千円	5,169千円
ヌートリア	被害面積	1.21ha	1.19ha	1.18ha	1.17ha
	被害金額	4,659千円	4,629千円	4,614千円	4,599千円
タヌキ	被害面積	0.01ha	0.01ha	0.01ha	0.01ha
	被害金額	20千円	18千円	17千円	16千円
ツキノワグマ	被害面積	3.44ha	県が捕獲許可権者であるため、市独自の被害軽減目標値は設定せず、県の「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」等に基づき、被害状況に応じて対応する。		
	被害金額	1,369千円			
合計	被害面積	19.67ha	15.41ha	15.00ha	14.59ha

	被害 金額	22,569 千円	19,768 千円	19,052 千円	18,336 千円
--	----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○旧市町村単位で捕獲隊を整備し、さらに各猟友会ごとに区域を分けて、効率的に捕獲を実施している。</p> <p>○平成28年4月1日に実施隊を発足し、緊急的な捕獲活動等にも対応している。</p> <p>○銃による捕獲と、イノシシ捕獲檻やサル大型捕獲檻等を設置して捕獲を実施している。</p> <p>○イノシシとサル捕獲檻の設置場所を、GISによりマップ化して管理し、迅速な捕獲を図っている。</p> <p>○農業従事者等に対し、イノシシ捕獲檻の貸出を行っている。</p> <p>○特定外来生物（ヌートリア・アライグマ）については、防除実施計画に基づき、市が実施する講習会を受講すれば、狩猟免許を所持しなくとも捕獲を可能としており、捕獲に必要な小動物用捕獲檻の整備及び貸出を行うなど、捕獲を推進している。</p> <p>○特定外来生物を適法に捕獲した者に対し、市で奨励金を交付している。</p> <p>○狩猟免許試験について、市報やホームページ等により周知し、捕獲の担い手確保を図っている。</p> <p>○ツキノワグマの錯誤捕獲時、人身被害等のおそれのある時等は、第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画等に基づき、県へ捕獲許可申請を行っている。</p>	<p>○今後、猟友会員の減少が予想されることや被害の拡大を考慮すると、捕獲の担い手の確保・育成や現在各猟友会で区分けしている捕獲区域を越えた広域的な連携が必要。</p> <p>○離島（柱島、端島）におけるイノシシの捕獲について、コロナ感染症の影響で銃による捕獲を行えなかった期間に生息数が増加し、イノシシ捕獲檻を増設して捕獲を行ったものの追い付いていない。</p> <p>○サルの捕獲について、銃による捕獲やサル大型捕獲檻を設置出来ない住宅地での捕獲が困難。</p> <p>○ツキノワグマの錯誤捕獲を防止することが必要。</p> <p>○ツキノワグマの捕獲に際し、県や市等の行政のみで捕獲を完結することは困難な場合があるため、被害地域の協力が必要。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○岩国市鳥獣被害防止対策協議会の鳥獣被害防止総合対策事業や市の補助事業により防護柵を設置している。</p> <p>○中山間地域直接支払制度等を活用して捕獲活動、防護柵の設置、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等を推進している。</p> <p>○防護柵の新規設置や定期点検を推奨するパンフレット等を配布している。</p> <p>○サル被害に対し、パンフレット等を配布して集落での追い払い活動を啓発している。</p> <p>○サル被害に対し、市の補助事業により追い払い用具購入費用へ補助を行っている。</p> <p>○ツキノワグマ被害に対し、養蜂登録の更新時に、市の補助事業を活用した防護柵（電気柵）の設置を推奨している。</p>	<p>○防護柵の設置については、点在している農地が多く、また、設置は全て自力施工によるため、農地管理者の高齢化により施工が困難な場合がある。</p> <p>○また、防護柵は、個人で設置する方が多いが、集落で設置する方が効果的なため、更なる啓発が必要。</p> <p>○ヌートリア、ツキノワグマに対する防護柵（電気ネット、電気柵）の設置がほとんど進んでいないため、被害地域や集落への更なる啓発が必要。</p> <p>○サルに対する追い払いについて、個人で取り組む場合が多いが、地域や集落ぐるみでの取り組みが効果的なため、更なる啓発が必要。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>○サル、ツキノワグマ被害に対し、農作物残さや食品残さの管理徹底、農作物や果樹のこまめな収穫、放任果樹の枝打ちや除去を啓発している。</p> <p>○農地や住宅に隣接したやぶの刈払い等による緩衝帯の整備を推奨している。</p> <p>○山口型放牧により緩衝帯を整備している。</p> <p>○放任果樹の枝打ちや除去、緩衝帯整備などを目的として、充電式高枝チェーンソー等の貸出を行っている。</p> <p>○市のホームページやパンフレットの配布、研修会の開催等により被害防止に関する知識の普及や集落点検を行っている。</p>	<p>○サル、ツキノワグマ被害に対し、農作物や果樹のこまめな収穫、放任果樹の枝打ちや除去等の被害防止対策がほとんど進んでおらず、被害地域周辺への啓発が必要。</p> <p>○放任果樹の除去に対する補助事業を創設し、対策の進展が必要。</p> <p>○地域や集落、個人に対し、やぶの刈払い等による緩衝帯の整備の更なる推奨が必要。</p> <p>○住民が自主的に被害防止対策に取り組めるよう、知識の更なる普及、啓発が必要。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none">○被害防止対策に関する知識の更なる普及・啓発○放任果樹の枝打ち等の生息環境管理の啓発○国の事業を活用した放任果樹除去補助制度の創設○草刈り等の緩衝帯整備の推奨。○国の事業や市の事業等を活用した防護柵の設置と定期点検の推奨。○地域ぐるみでの追い払いの普及・啓発。○猟友会との連携を密にした捕獲の実施。○狩猟者の担い手確保。○国の事業や市の事業等を活用した捕獲檻やわなの設置○離島におけるイノシシの捕獲を強化。○ICT機器による捕獲効率化の推進。○鳥獣の生息域や被害状況の調査、今後の対策に必要な情報の収集。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none">○市内 13 団体の猟友会と捕獲等業務委託契約を締結しており、各区域内の被害状況に応じて、銃器及びわなによる捕獲活動を推進する。○職員と民間人により実施隊を編成し、緊急的な捕獲活動等を推進する。○離島（柱島、端島、黒島）に限定して胴くりわなによる捕獲を解禁し、イノシシの捕獲を更に促進する。○サル被害地域においては、サル大型捕獲柵を設置しており、当該地域の猟友会に管理を委託し捕獲を行う。○カワウについては、内水面漁業協同組合等と防除等業務委託契約を締結しており、各区域内の被害状況に応じて、銃器を使用して駆除活動を推進する。○ツキノワグマの捕獲に際しては、山口県が捕獲許可権者であるため、「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」等に基づき、被害状況に応じて山口県等と協議し、適切に捕獲を申請する。また、山口県と県猟友会がクマレンジャー設置の業務委託契約を締結しているため、各区域内の被害状況に応じてクマレンジャーによる捕獲を要請する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～ 7年度	イノシシ サル ヌートリア タヌキ シカ カラス	<ul style="list-style-type: none">○新規捕獲檻を計画的に導入し、捕獲隊と連携強化を図りながら捕獲を行う。○離島に設置するための新規くりわなを計画的に導入し、捕獲体制の強化を図る。○鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲の強化を図る。

	カワウ ツキノワグマ アナグマ	○捕獲隊員の少ない地域については、捕獲区域を越えた広域的な連携を調整する。 ○狩猟免許試験について、市報やホームページ等で周知することにより、狩猟免許取得を推進し、狩猟者の担い手確保を図る。
--	-----------------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○被害総額は減少しているものの、被害が拡大している獣種もあるため、被害に応じた捕獲計画数を設定する。
○イノシシについては、被害金額が減少傾向にあるものの、被害総額に占める割合が依然大きく、今後も重点的に捕獲を行っていくため、前計画から捕獲計画数を増加させる。
○サル、タヌキについては、被害金額が減少傾向にあるため、前計画から捕獲計画数を見直す。
○ヌートリアについては、被害金額が増加しているため、前計画から捕獲計画数を増加させる。
○シカ、カラスについては、現状、被害報告がないため、前計画から捕獲計画数を見直す。
○アナグマについては、現状、被害報告がないが、生息域の拡大による出没・目撃情報が増えており、農林産物への被害が懸念されるため、新たに捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,500	1,500	1,500
サル	100	100	100
ヌートリア	150	150	150
タヌキ	60	60	60
シカ	20	20	20
カラス	40	40	40
カワウ	100	100	100
ツキノワグマ	県が捕獲許可権者であるため、市独自の被害軽減計画数は設定せず、県の「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」等に基づき、適切に捕獲を申請する。		
アナグマ	-	-	150

(注) 捕獲計画数は、有害鳥獣捕獲の数値。

捕獲等の取組内容
<p>○各地域において、猟友会等と銃やわなによる捕獲方法及び捕獲時期、場所等について協議調整し、捕獲を実施する。</p> <p>イノシシは4月から10月を中心に実施。</p> <p>サルは通年実施。</p> <p>ヌートリア・タヌキ・シカ・カラス・カワウ・アナグマは4月から10月を中心に被害状況により実施。(カワウの防除等業務委託は主に12月から3月に実施。)</p> <p>○特定外来生物(ヌートリア・アライグマ)については、捕獲従事者証所持者による捕獲を通年実施。</p> <p>○ツキノワグマについては、県が捕獲許可権者であるため、「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」等に基づき、被害対策と被害状況を勘案し、捕獲の必要性が生じた場合に、周辺の住環境等を考慮しながら山口県等と協議調整し、適切に捕獲を申請する。錯誤捕獲等により緊急を要する場合は、銃器等による捕獲を申請する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>大型のイノシシや敏感であるために近寄れないシカ、ツキノワグマを捕獲する際に、ライフル銃を使用している。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	既に権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル ヌートリア タヌキ カラス ツキノワグマ アナグマ	ワイヤー メッシュ 柵 電気柵 その他	50,000m	50,000m	50,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

イノシシ サル ヌートリア タヌキ ツキノワグマ アナグマ	<p>○集落で防護柵を設置する場合は、協力して設置するよう促す。</p> <p>○国の事業により設置した防護柵については、管理報告書の提出を受ける。</p> <p>○リーフレットを配布して防護柵の定期点検を推奨する。</p> <p>○サル被害に対し、地域ぐるみでの追い払いを推奨する。</p> <p>○カワウ被害に対し、花火等を用いた追い払いを推進する。</p>
--	---

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～ 7年度	イノシシ サル ヌートリア タヌキ カラス カワウ ツキノワグマ アナグマ	<p>○地域や集落、個人に対し、パンフレット等により被害防止に関する知識の普及・啓発を行う。また、研修会を実施し、自主的な被害防止対策を推進する。</p> <p>○サルやツキノワグマの被害に対し、地域や集落、個人における、農作物や果樹のこまめな収穫、放任果樹の枝打ちや除去等の更なる啓発を行う。</p> <p>○国の事業を活用し、放任果樹の除去事業に対して補助金を交付し、生息環境管理を促進する。</p> <p>○市の事業により、放任果樹の枝打ちや除去、緩衝帯の整備に活用出来る充電式高枝チェーンソー等の貸出を行う。</p> <p>○地域や集落、個人に対し、農地や住宅に隣接したやぶの刈払い等による緩衝帯の整備等を推奨する。</p> <p>○ツキノワグマ出没時には、周辺住民に対し外出時の注意喚起等を行う。また、適宜、クマレンジャーによる現地確認等の出動を要請する。</p>

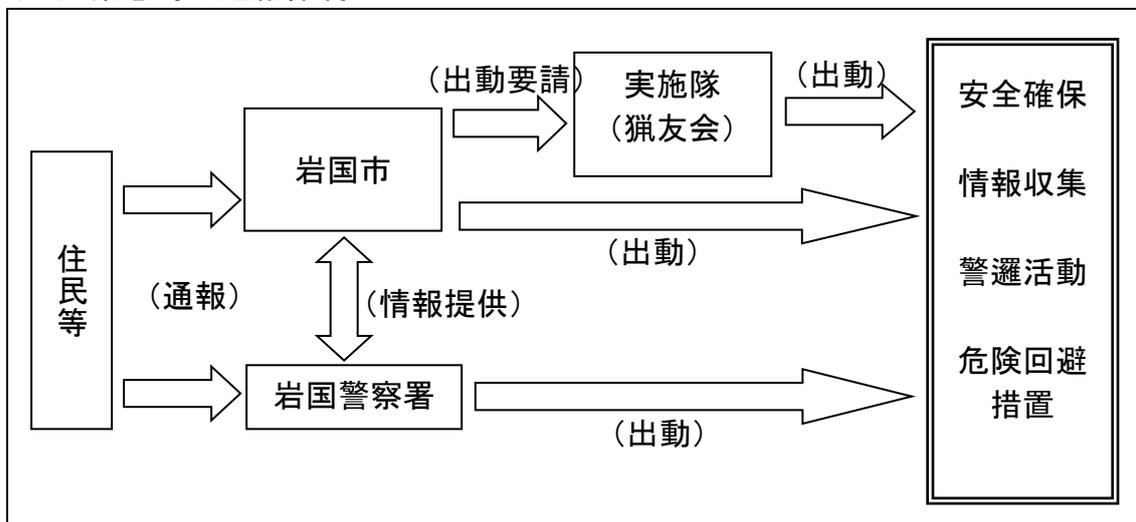
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩国市（総合支所含む）	被害状況等の情報収集、住民への情報提供・注意喚起、関係機関への連絡調整、パトロール
実施隊 （山口県猟友会） （岩国・玖西・玖北）	被害状況等の確認、捕獲の実施
岩国警察署	住民への注意喚起、関係機関への連絡調整、パト

	ルール
山口県岩国農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が焼却施設で焼却又は捕獲現場で埋設する等、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。
ペットフード	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。
皮革	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岩国市（各総合支所）	施策の立案、協議会の運営、各機関との連絡調整を行う。
山口県猟友会 岩国・玖西・玖北	有害鳥獣関連の情報提供、捕獲隊の編成及び実施に関する調整を行う。
岩国市農業委員会	鳥獣被害防止対策への協力、被害状況等の情報提供を行う。
岩国市地区農業士会	
山口県東部農業共済組合	
山口県農業協同組合	
山口県東部森林組合	
山口県鳥獣保護管理員	被害調査、鳥獣の生態及び生息状況等の情報提供を行う。
山口県岩国農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日付で「岩国市鳥獣被害防止対策実施隊」を設置。（令和 3 年 4 月 1 日現在、職員 19 名、猟友会隊員数 56 名）

実施隊は、市街地や民家周辺等へ野生鳥獣が出現した場合や緊急的な捕獲・追い払い等の対応が必要な場合に出動する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

将来的な猟友会会員の減少や被害の拡大を考慮し、捕獲の担い手の確保・育成や現在各猟友会で区分けしている捕獲区域を越えた広域的な連携を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○山口県東部鳥獣被害広域対策協議会と連携を図り、広域的な取組みを進める。
○野生鳥獣との共存・共生に配慮し、鳥獣の生息環境の整備及び保全を推進していくことも重要であることから、鳥獣保護に係る関係機関等との連携を密にして被害防止施策を推進していく。